

大型ごみ有料化の基本方針

1. 有料化の目的

- ① ごみの排出量及び焼却処理量の削減
- ② 「ものを大切にする」など環境を意識したライフスタイルの浸透
- ③ 排出量に応じた公平なごみ処理費用の負担

2. 有料化の対象

有料化の対象は、一般廃棄物処理計画において定める大型ごみとする。

3. 有料化の仕組み

- ① 手数料設定方法
大きさ別、重量当たりの処理費用に基づき設定
- ② 手数料徴収方法
事前納付制度を採用し、処理券（シール）方式による徴収
- ③ 収集方法
現在の収集方法を継続し、電話申込制による随時収集とする。

4. 導入にあたっての配慮事項

- ① リユースの推進
様々な手法を活用した再使用の仕組みづくりを構築
- ② 不法投棄対策の強化
監視体制の強化、監視カメラの設置、自治会や警察との連携強化
- ③ 持ち去り対策
廃棄物の適正処理や市民の協力意識の低下抑制、集積所の衛生確保を目的とした持ち去り対策を検討
- ④ 高齢者等への配慮
福祉部門と連携し、高齢者等への大型ごみ収集に関する施策の充実
- ⑤ 市民への周知
十分な周知期間をもって他部局とも連携し、あらゆる広報媒体を活用しながら市民に情報提供を実施
- ⑥ 手数料収入の使途
特定財源化や基金化により、制度運用費用、収集や処理にかかる経費のほか、ごみ減量推進施策等の経費として充当
- ⑦ その他
有料化導入前の駆け込み排出に対応できる受付及び収集体制を整備
有料化実施後における実施状況及びその効果についての点検